

大和市告示第181号

大和市認知症の人への支援に関する要綱を次のように定める。

平成28年9月15日

大和市長 大木 哲

大和市認知症の人への支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢化が急速に進む本市において認知症の人（認知症と診断されている人及び診断はされていないが、認知症の症状を呈している人をいう。以下同じ。）の増加が確実であることに鑑み、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の人への支援を推進することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、認知症についての正しい理解の普及を図るために必要な取組を積極的に実施するものとする。

2 市は、認知症の人への支援が適切かつ効果的に行われるよう、神奈川県警察大和警察署（以下「大和警察署」という。）、大和市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター等と緊密に連携するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、認知症についての正しい理解を深めるとともに、市が実施する取組に積極的に参加するよう努め、日頃から認知症の人への支援を心掛けるものとする。

(認知症サポーター養成講座)

第4条 市長は、認知症について正しく理解し、認知症の人への支援を行う人材を養成するために、認知症サポーター養成講座を広く実施するものとする。

(認知症の人への支援)

第5条 市民は、認知症の人であって、日常生活の中で支援を必要としているもの又は徘徊、自傷他害等の行動をしていると認められるものを発見したときは、できる限り当該認知症の人の状況を確認した上で、可能な範囲内において介助、安全な場所への避難、当該者の家族、親族又は知人等への連絡等必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 前項の場合において、認知症の人の安全を確保するために必要であると認められるときは、速やかに大和警察署若しくは市又は地域包括支援センターに通報し、当該認知症の人を引渡すものとする。

(解釈規定)

第6条 前条の規定は、認知症の人への支援につき、市民に任意の協力を求めるものであって、法的義務を課すものと解釈してはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。